

保護者の皆様へ

この登園許可証は、保育園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。板橋区医師会の御厚意により、板橋区医師会所属の医療機関に限り、文書料のみ無料になります。乳幼児医療証のある方は、診察料も無料です。保険証と乳幼児医療証を持って受診してください。(大学病院や公立病院は、文書料が無料になりません。)

ご診察いただいた先生へ

板橋区私立保育園園長会と板橋区医師会との取り決めで、板橋区医師会所属の医療機関では登園許可証にかかる文書料が無料となっております。
ご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

<登園許可証が必要な感染症>

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気についても登園許可証の対象になります(登園の目安については、診察した医師の判断によります)。 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウィルス性肝炎、RSウイルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂しん(とびひ)

*** 上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。**

登園許可証

園名を変更した場合は
使用できません。

なかいたばしさくらさくほいくえん

氏名 _____

疾患名 _____

- 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
- 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
- その他

上記を証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印